

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回豊中市環境保全審査会		
開催日時	令和7年(2025年)8月5日(火)(17:00~19:10)		
開催場所	豊中市役所第一庁舎4階 第一会議室	公開の可否	☒ ・不可・一部不可
事務局	環境部環境指導課	傍聴者数	0名
公開しなかった理由			
出席者	委員	井ノ口委員、紀伊委員、小谷委員、前迫委員、益田委員、宮川委員、余田委員	
	事務局	藤家部長、片羽次長、小坂課長、多々主幹、藤井係長、上原主査	
	その他	事業者 議題2:2名、議題3:5名	
議題	1. 会長・職務代理者の選任 2. (仮称)新千里北町南街区・北街区PJに係る 環境影響評価計画書について 3. 新千里東町団地における団地再生事業に係る 環境影響評価計画書について 4. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		

【事務局】

ただ今から、令和 7 年度第 1 回豊中市環境保全審査会を開催させていただきます。
それでは、案件に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

～ 資料確認 ～

それでは、今期初の審査会となりますので、今期ご就任いただきました環境保全審査会の委員の皆様をご紹介します。

～ 委員紹介 ～

皆さまにおかれましてはお忙しいところ、本委員会への委嘱にご快諾くださり、重ねてお礼を申し上げます。

続きまして、本年度の事務局職員を紹介させていただきます。

～ 職員紹介 ～

次に、本日の出席状況でございますが、本日の審査会は、豊中市環境保全審査会規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員総数 7 名中全員の出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、会議に先立ちまして、本日の会議は「豊中市環境保全審査会傍聴要領」に基づき進めておりますことを申し添えておきます。

それでは開催にあたりまして、環境部長の藤家からご挨拶を申し上げます。

～ 挨拶 ～

それでは、市長に代わり議事に移らせていただきます。

まず、案件 1 会長・職務代理者の選任についてですが、本日は今期初めての審査会となりますことから、会長が選任されますまでの間、『豊中市環境保全審査会規則』の附則に基づき、豊中市長が議長を務めさせていただくこととなりますが、本日、市長は公務で欠席のため、環境部長の藤家が議長として議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【環境部長】

それでは、案件 1 の当審査会の会長を選任いただきたいと存じます。豊中市環境保全審査会規則第 3 条の規定では、審査会に会長を置き、会長は委員の互選によって定めることとなっております。会長の選任の方法につきまして、いかが取り扱いいたしましょうか。どなたかご推薦等ございませんか。

【委員】

前迫委員を推薦したいと思います。前迫委員は前会長代理でありまして、本審査会の中で最も長く委員を務めていらっしゃいます。経験豊富であることをご考慮いただき、ご推薦をいただければ幸いです。

【環境部長】

ただいま委員から前迫委員にお願いしてはどうかと提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

～ 異議なしの声 ～

【環境部長】

異議なしの声をいただいております。それでは前迫委員にお願いしたいと思います。前迫委員よろしいでしょうか。

【前迫委員】

はい。ご推薦賜りまして恐縮でございます。気がつかない間に一番長く委員をさせていただいているということでございます。微力ですけれども、頑張って委員の皆様の意見をまとめていきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【環境部長】

では、前迫委員にお願いしたいと思います。

前迫会長、以降の議事進行をよろしくお願いします。

【前迫会長】

はい、ありがとうございます。突然のご推薦で、うまく今日進行できるか、ちょっと心配な部分もございますが、委員の皆様には活発なご意見を頂戴しながら、豊中市の環境保全に努めたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づき、議事を進めさせていただきます。なお、環境保全審査会規則第3条第4項の規定により、会長が会長の職務代理を定めることになっております。職務代理については井ノ口委員にお願いしたいと思いますが、他の委員の皆さんよろしいでしょうか。

～ 異議なしの声 ～

【前迫会長】

では、井ノ口委員を会長の職務代理とします。井ノ口委員、よろしくお願い致します。

【井ノ口委員】

よろしくお願い致します。

【会長】

それでは、次第に基づき、議事を進めさせていただきます。
案件 2 に進みます前に、事業者の方の入場をお願いします。

～ 事業者入場 ～

【会長】

それでは、次第に基づき、議事を進めさせていただきます。
案件 2（仮称）新千里北町南街区・北街区 PJ に係る環境影響評価計画書について概要説明をお願いします。その後、審議に入りたいと思います。事業者説明をお願いします。

【事業者】

～ 概要説明 ～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

3 点質問があります。まず 1 点目。2-9 ページに、駐車場台数がありますが、住戸数 365 戸に対して駐車場台数が 262 台ということになっています。確か、千里ニュータウンの基本方針では駐車場台数は戸数の 100 パーセントという基準があったと思います。どのような基準で駐車場台数を決められたのでしょうか。

【事業者】

ご質問ありがとうございます。今回のこちらの敷地では地区計画に該当しておりまして、そちらの記述では、将来対応として 100 パーセントの駐車台数が確保できれば、緩和される規定が豊中市にはございまして、そちらを適用しております。緩和に関しましては、現状 70 パーセントから 80 パーセントというように聞いております。

【委員】

70 パーセントでもよいということでしょうか。

【事業者】

その通りです。

【委員】

2点目ですが、2-27ページに工事中の配慮事項が記載されていますが、この地域は小学校の向かい側になりますので、まず交通安全には十分に注意していただきたいと思います。特に通学時間帯に周辺道路で路上待機が絶対にないようにお願いしたいと思います。

あと3点目ですけど、5-6ページに交通調査の評価方法が詳しく記載されていないのですが、例えば、調査の時間帯とか歩行者や自転車の調査を行うのかとか、あとは信号現示とか渋滞長とか測るのかどうかなどについて教えてください。

【事業者】

3点目ですが、現時点では詳しくは決まっておらず、これから精査していく段階でございます。

【委員】

現在、集合住宅が建っている状態で、それを解体して新しく集合住宅を建てる計画であるとの理解でよろしいでしょうか。

【事業者】

その通りです。

【委員】

現在の建物は非常に古いと考えられます。アスベストが使われているのではないかとありますが、確認はされていますか。

【事業者】

アスベストは使用されておりまして、使用範囲等については、ある程度確認はできております。

【委員】

そうであれば、解体される時に、十分な注意が必要だと思しますので、法やルールに従ってきちんとやっていただきたい。また、先ほど話がありましたが、車の台数が増えるように見えます。交通の負荷が増えるかと思しますので、そのあたりのことは、きちんと評価していただきたいなと思いました。以上です。

【事業者】

はい、ありがとうございました。

【委員】

今回、環境影響評価の項目の中に、景観を挙げていらっしゃいますが、調査の時期について、適切な時期とすると書いてあります。この適切な時期というのは、具体的に記

載すべきと思います。この文章は豊中市の環境影響評価の技術指針を見られてそのまま記載されているように感じます。そのまま記載するのではなくて、例えば、まだ時期が決まっていないのであれば、年に何回ぐらい行うとか、各季節 1 回ずつ行うのか、それとも春夏に 1 回、秋冬に 1 回の年 2 回行うのか、そういった具体的なことは今のところ何かお考えでしょうか。

【事業者】

はい、道路の環境影響評価に関しては、天候が安定しているということで秋口が一般的です。そのため、今のところ秋口に 1 回と考えております。

【委員】

四季によって緑の状態が変わると思うので、もしできるのであれば春とか夏とかに 1 回と、冬とか秋ぐらいに 1 回行くとよりいいのではないかなと思います。ご検討よろしくをお願いいたします。

【事業者】

検討いたします。

【委員】

景観の評価時期に関しては、1 回しかできないのであれば、冬が一番いいのかなと思いました。落葉して一番見通しが良くなっている時期なので、影響を一番評価しやすいのかなと思いました。やっぱり緑がたくさんある時期っていうのは、結構隠れてしまうので、見通しが悪くなる。そういうことを配慮していただければと思います。

交通量のことについて、もう一度確認をしたいのですが、最終的に 1 戸に対し駐車場 1 台という 100 パーセントを目指しているとのことご説明でしたけれども、計画では途中経過の 262 台の段階だということは、駐車スペースが足りなくなって、例えば路上駐車をする人が出るなどの不便も考えられ、通行を妨害するなどの影響があるのかないのか、評価するのは難しいとは思いますが、都市計画を進めていく段階で駐車スペースが適切に配慮された計画になっているのかどうかということをご説明いただきたいと思います。

【事業者】

はい、ありがとうございます。まず、景観については、豊中市が景観条例で定めているマンセル値などに則り、色味の関係は守っていくように考えております。

2 点目の交通計算ですけれど、車両の数が増えてしまうということに関しましては、現状計画している敷地は非常に地盤レベルが激しいところであり、1 ヘクタール以上ある敷地とはいえ、なかなか敷地の確保が難しいところではありますが、豊中市の規定で掲げられている台数に関して順守して計画しております。将来対応としては、敷地がなかなか厳しいとは言いながらも、計画は可能ですので、適切に対応できるようにとは考えております。

【委員】

緑地については建築された後のことにはなりますが、景観とも関係しているので少しお聞きしたいと思います。これまで5階建てだった建物が13階になるということで、建ぺい率は40パーセントということになっていますが、高さが伸びていくということで日照も今とは随分変わるだろうと考えられます。緑地率は25パーセントで現在と同様にはなっていますが、写真を見る限り、この建物が建った当時の樹木が何十年か経てそれなりに高木に達しているものもあるように見受けられますが、結構古いマンションですと面白い植物とか貴重なものがあるなど、外から入ってきて定着することもあります。現在の緑地や樹木の利用についてなど、緑地計画についてのお考えがありましたらお願いいたします。

【事業者】

現状の樹木に関しましては、先ほど申し上げたように、今回この敷地は地盤レベルがアップダウンの非常に激しいところでして、計画レベルと現状のレベルが開発工事で変わることになるため、現状の樹木に関してはほとんどなくなってしまうという計画となります。ただし、計画の植栽に関しましては、元々この敷地に根付く潜在植生であるアラカシだとかを植えるなど、具体的に検討は進んでおりまして、現在の植生に限らず、建築後に入ってきた植生というところでは、ソヨゴとかソメイヨシノなどがありますので、元々持っている植生と建築後にできた植生とを織り混ぜながら、考えようとは思っています。

【委員】

今の樹木を活用するなどはお考えないでしょうか。工事で更地にしてしまうということでしょうか。

【事業者】

現在の樹木を直接利用する、活用する、移植するということは、現段階ではまだ検討しきれてないというところではあります。

【委員】

写真で見る限り落葉樹の桜の類とかもありそうですし、アラカシなどの常緑広葉樹に植えかえればいいのかというようなことでもないと思いますので、現状の樹木をどう活用するかとか、建物の景観だけでなく、緑地景観にも配慮するなどの検討をよろしくお願いいたします。

【委員】

先ほどから出ている駐車場の話ですが、戸数に対して駐車場台数が少ないということ、最初に入居される方の中で車を持たないで入居される方をそれなりに見込んでいるということだと思います。環境という観点からすると、車で移動しない暮らしが実現するというのは、非常にいい方法かなと思いますが、一方で、車がなくても便利に暮らせ

るような何か工夫みたいなことというのはあるのでしょうか。これまでの説明ではアップダウンが大きいということで、どうしても駐車場があれば、自動車の購入を検討される方もおられるかと思います。例えば、バスとか自転車とかの利用を促すなどはありませんか。

【事業者】

豊中市の規定ではありますが、自転車利用者はある程度想定しておりまして、住戸数以上の台数を確保しています。また、計画段階ではありますが、カーシェアを今回敷地内には運用する予定にしております、車を持たない人でも契約者や住民の方が使えるような車を用意しています。

【委員】

先ほどご質問された点も気になっておりましたので、確認していただいてよかったです。自転車利用とかで、カーシェアの導入もされているということで安心いたしました。

議論すべき点には含まれないのかもしれませんが、少し前にご指摘があったアスベストがある建物の解体になるという点について、周辺に小学校もございますし、周辺住居等もありますので、事前周知については丁寧に進めていただくべきかと思います。特にお子様も通るエリアということもありますので、ご関心はかなり強くなるところもあるかもしれないという点を憂慮いたしますので、余裕を持って丁寧に進めていただきますことをお願いできればと存じます。

【会長】

ありがとうございます。全委員からご意見いただきましたが、他にご意見がないようでしたら、続いて、環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者の退出をお願いします。

～ 事業者の退場 ～

～ 審査会としての意見書（事務局案）の配布 ～

【会長】

貴重なご意見多数いただいてありがとうございます。ただいま、（仮称）新千里北町南街区・北街区 PJ に係る環境影響評価計画書の環境保全審査会としての意見書案を配布いただいたかと思いますが、交通と景観というところで、ご覧頂き不足等ございましたらご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

先ほどから指摘のあったアスベストについての文言が入っていないので、ぜひアスベストに関する注意事項を加筆していただきたいと思います。

【会長】

そうですね。必要なことかと思imasuので、追記ということで、事務局の方でもご対応よろしくお願いいたします。

【事務局】

はい、アスベストに関しましては、法律に基づいて工事施工をするようにという文言を、その他に追記させてもらえたらと思imasuのでよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。では、アスベストに関してはその他事項の中に追記とさせていただきます。

【事務局】

事務局から一点よろしいでしょうか。井ノ口先生、交通に関する具体的な調査に関してというご意見をいただいていたが、具体的な調査内容等ございましたら、こちらに追記させていただこうと思imasuますが、いかがでしょうか。

【委員】

交通量だけではなくて、小学校の目の前ということがありますので、歩行者についてもきちんと見ていただきたいと思imasuしています。

【事務局】

豊中市の環境影響評価上、歩行者の評価は事業者に課していないところもございまして、歩行者への注意を促すような文言というのは現状入っていますので、これ以上の文言追記は難しいかなというところではあります。

【会長】

どうですかね。このままでよろしいでしょうか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【委員】

事務局にお尋ねしたいのですが、眺望点から見た景観というのはもちろん建物だけじゃなくて、緑地との調和とか周辺環境の調和ということがあるかと思imasuますが、景観の中に緑地も含んだ景観という理解ができるのかどうかというのはいかがでしょうか。

【事務局】

都市景観として、緑地を重要視するというのは必要なことだと思imasuので、景観の項目内に緑地の景観も十分に考慮するというような文言は追記できるかなと考えます。

【委員】

ありがとうございます。緑地調査というか、いわゆる生物多様性のような調査は不要かと思いますが、事務局案の景観の内容であると緑地との調和などがそこまで読み取れるかどうか分からないので、追記できるようでしたら、ぜひ追記いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【委員】

アスベストの件ですね。追記文章において、事務局からも、実際に法律っていうのを挙げていただいているんですけども、これだとちょっとわかりにくいので、できましたら、解体等の工事にかかる大気汚染防止法に基づく手続きなどの、法令遵守して工事を行うということが具体的にわかるように書いていただければいいかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

はい、わかりました。もう少し具体的な形で記載させていただきます。

【会長】

その他意見はございますか。

～ 意見なし ～

【会長】

ありがとうございました。委員からいただいた指摘を反映させて事務局で修正していただきたいと思います。なお、環境保全審査会としての意見書案の最終調整については会長に一任という形で了解をいただき、環境保全審査会としての意見書を市長に報告したく存じますが、それでよろしいでしょうか。

～ 意見なし ～

【会長】

それでは、案件３に入る前に休憩を取ります。５分後に再開いたしますので、１８時までに席にお戻りください。

～ 休憩 ～

【会長】

皆様戻られましたので審査会を再開します。続いて、次第に基づき、案件３新千里東町団地における団地再生事業に係る環境影響評価計画書について概要説明をお願いし、その後審議に入りたいと思います。事業者の方、説明をお願いします。

【事業者】

～ 概要説明 ～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

計画している地域のすぐ北側に保育所があるかと思いますが、かなり近いところにあるということでしょうか。今回の評価の対象には入ってないのですが、工事をするときに保育所への影響が考えられます。例えば、騒音だったり、振動だったり、あるいは粉じんなどについて、特に子供には影響が大きいと思いますので、そのあたりを十分に配慮していただきたいと思います。

【事業者】

ありがとうございます。ご指摘の通り、保育所が計画している地域にあるということで、工事説明の段階等で丁寧に状況をお聞きしながら実際の施行計画を定めてまいりたいと思います。また、計画地と保育所の間は、こもれび通りという豊中市の歩行者専用道路となっておりますので、実際の工事車両等の影響というものは少ないと考えております。

【委員】

３点あります。まず本編の５ページに緑地面積がありますが、現状の面積が記載されていないです。現状から計画では緑地が増えるのか減るのかどうか教えてください。

【事業者】

ありがとうございます。現状の緑地面積につきましては手元にお出しできる数字がございませんので、回答できません。確認してお答えさせていただきます。

新規については２５パーセント以上の緑地を確保するという計画にしております。古い団地でございますが、現況の把握が難しいところもあり、分かる範囲でお答えさせていただくということでもよろしいでしょうか？申し訳ございません。

【委員】

イメージとして、緑地が今より増えるのか減るのかも分かりませんか。

【事業者】

土地利用計画図を添付させていただいていますが、都市整備課との協議の中で、駐車場などによりコンクリートが続くという状態になるのは、まちづくり全体には望ましくないというお話もございまして、なるべくオープンスペースとして緑地を確保していくという設計思想で現在計画をさせていただいております。そのため、少なくとも極端に緑地が減ったというような感じにはならないかと思っております。現況の緑地についてはお答えできる範囲になってしまい、すみません。

【委員】

2点目ですが、駐車場台数か戸数に対してかなり少ないですが、法的に必要な数がいくらかと、204台という算定根拠があれば教えてください。

【事業者】

はい。駐車場台数につきましては、全体計画の中におきまして、実際の居住者様が使われている台数という契約率も踏まえ、余っている台数も勘案しながら、都市整備課とこの方向で進めていくということを確認しているところでございます。

【委員】

何か基準はないのですか。

【事務局】

全体では示されている以上の台数を確保していく計画ではございます。今後A1工区の後も続けて立て替え事業を行ってまいりますので、全体で台数を確保していくという考え方で、現在都市整備課と協議を進めているところでございます。

【委員】

わかりました。あと3点目ですが、土地利用計画の中に地盤高が記載されているのですが、盛土とか切土の量はどうなっていますか。

【事業者】

今回の工事の切土と盛土の量についてですが、切土の量が4,300立方メートル、盛土の量は19,920立方メートルを予定しております。主に南側の地域が切土になりまして、北側の大半が盛土のエリアになります。

【委員】

北側のⅡA棟とかⅡB棟は盛土の場所になるのでしょうか。基礎は深く掘るから大丈夫という認識ですか。

【事業者】

はい、その通りです。

【委員】

駐車場の件ですが、現況で余っているということでしょうか。

【事業者】

千里ニュータウンの中では非常に利便性の高いエリアということもございまして、継続管理をしている、居住者の中では用意している台数を使い切るということは全くなく、現在契約率もそこまで高くない状況でございます。

【委員】

全体計画の中で 723 台から 710 台に減らしてもさほど問題は起こらないということを考えてらっしゃるということでしょうか。

【事業者】

おっしゃる通りです。実際の契約率を勘案すると、さらに減らすことが可能というところではありますが、今後の需要に応じてすぐに駐車場として整備できるようにオープンスペースを確保するという方向性で現在お話をしておりますので、実需に合わせながら、台数を確保する形で進めていこうと考えております。

【委員】

先ほどの駐車場の件ですけれども、市の方にも確認させていただきたいのですが、豊中市の規定上、設置義務があると思いますが、どのような数値が求められることになっているのでしょうか。今後の開発と合わせての台数調整があるようなお話もありましたので、対象地域の捉え方も含めて教えていただければと思います。

【事務局】

目標台数はあるものの緩和措置がございます。今回事業者からは、現状の使用率が 20 パーセント程度というようにお聞きしていただきまして、市役所内の担当課と協議をした上で、現状 40 パーセント程度の設置でいいのではないかとということになっていると聞いております。

【委員】

緩和措置ができるという規定があって、現状に照らして 40 パーセントという数値が算出されるというように理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

詳しくは担当部署に聞かないとわかりませんが、40 パーセントまで下げても大丈夫だろうという協議をしていると聞いております。申し訳ありません、緩和の要件についてまでは、事業者の方からお願いします。

【事業者】

失礼いたします。公的賃貸住宅における駐車場設置基準の中では、将来必要となった場合において、戸数の 70 パーセント以上の駐車場を確保できる計画とした場合には、戸数の 50 パーセント以上を駐車場の設置基準としていただいているところです。その 50 パーセントという数字に対して、事務局からのご説明いただいた通り、実需としては 20 数パーセント程度というところで、実際に必要な台数を確保しながら、将来的にこの設置基準というものを満たすのか、全体で確保するのか、もしくはもっと柔軟な緩和措置というものを目指していくのかといったようなところを実際に都市整備課と協議をしながら進めさせていただいているところでございます。

【委員】

はい、一応説明賜りました。実需と照らしてというのは適当かと思えますし、社会が変容していく中で、駐車台数の現在の規定が適当かというのは、随時検討していくべきだと思います。ただ、気になるのは、現状の定めと矛盾しないのかというところで、その辺はまた市の方でも確認していただくなり、あるいは、今、過渡期であるということで、同時進行で調整中であれば、そちらの進捗等も鑑みてということで進めていただければと思います。

【委員】

昭和 45 年から発足した団地で、順次建て替えが行われていると理解しましたが、今回建て替え予定の建物はまだ建っているという理解でよろしいですか。また、今建っている建物も昭和 45 年に建築されたものでしょうか。

【事業者】

現況図の通り、8 棟の現況建物が建っており、10 月 1 日ごろ着手する基盤整備工事にて除却工事を予定しております。除却予定の建築物は昭和 45 年建築でございます。

【委員】

ありがとうございます。そうすると、アスベストはありますか。

【事業者】

アスベストにつきましては、調査した際には検出されておりませんし、元々の材料にも使用されておりません。

【委員】

子供が近くにいるとか、あるいは団地に住んでいらっしゃる方がいるわけですね。近くで建物を解体する時は、アスベストが使われていないなら問題ないと思いますが、不測のリスクがありますので、その辺には気をつけていただきたいと思います。

【事業者】

承知しました。UR では建て替え事業についてはご指摘された措置もしながら工事を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

この地区は建て替えに割と慣れていらっしゃる方が多いということでしょうかね。

【事業者】

先ほど申し上げました北西の区域が、すでに建て替わっておりまして、団地内にお住まいの方の移転も進んでいるところでございます。そういった環境でございますので、北西の区域が建て替える時のこともご存知の方が多くお住まいでございます。

【委員】

なるほど、わかりました。住民とのコミュニケーションが大変重要だと思いますので、慎重に行っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【委員】

緑地について伺いたいと思いますが、現況写真を見る限り、緑が比較的多いように見えます。ただ、結構道路などのコンクリート張りが多いようにも思います。これからの緑地の考え方として、できるだけコンクリート張りにしないで、例えば駐車場であっても芝地にならないとか、高木であれば例えば常緑よりも落葉の成長が早い木を植えて、できるだけ日陰を作るような緑地帯を作るなど、地球温暖化ということも背景に、単なる景観ではなくて、住みやすい、歩いていて、居心地のいいような緑地景観であってほしいなと思っています。ニュータウンの北側に結構大きな公園があるので、地域としては緑が多くあるとは思いますが、建て替えの25パーセントの緑地の中で、どのようなイメージを持って緑地計画を立てようとしているかということ、方向性を教えていただければありがたいのでよろしくお願いいたします。

【事業者】

はい、ありがとうございます。計画図をご覧くださいませでしょうか。建物につきましては囲み形の配置をしております、中庭を設けて、そこに緑地とか既存の木を移植するなどし、緑の環境をお住まいの方にも味わっていただけるような空間作りをしております。あと、ⅡA棟とかⅡB棟の北側に、以前建て替えた工区との境がございますけれども、そこはスロープになっておりまして、そのスロープの法面に緑化をして、緑を楽しみながら、団地の中を歩いていただけるような空間作りをしていこうと計画しております。

【委員】

スロープのところはいわゆる並木のようなになるのでしょうか。木陰の下を歩くイメージでしょうか。

【事業者】

法面に樹木を植えて、森を抜けていくような通りになればと思っております。ただ、北側に法面がございますので、ちょっと木陰ではないですけども、緑の環境は楽しめるような配慮をさせていただいております。

【委員】

はい、ありがとうございます。全部コンクリートではなくて、うまく緑地を配置されるところのお考えでよろしいでしょうか。

【事業者】

はい、その理解で結構です。

【会長】

他にご意見がないようでしたら、続いて、環境保全審査会としての意見書(案)の作成に入りたいと思いますので、事業者の退出をお願いします。

～ 事業者退場 ～

【会長】

新千里東町団地における団地再生事業に係る環境影響評価計画書の環境保全審査会としての意見書案を配布いただいたかと思いますが、意見書が適切かどうかというところをご覧いただいて、ご意見お願いいたします。

～ 意見なし ～

【会長】

緑地については、既存の樹木を移植することや、中庭を設けて面的に樹木を配するなど説明があり、十分な緑地を設けていただけるのかなと印象を持ちました。詳細な緑地計画については準備書が出てから再度見させていただこうと思っています。

意見はないようですので、事務局提案の環境保全審査会としての意見書(案)につきましては、これをもって市長に報告してよろしいでしょうか。

～ 異議なしの声 ～

【会長】

ご協力をもちまして、本日予定しておりました審査案件は終了しましたが、事務局の方で、案件4その他の事項としまして何かありますか。

【事務局】

ありがとうございます。その他事項としまして、現在事業者から相談を受けている

案件についてと今年度以降の環境保全審査会で審議をお願いしたい内容についての簡単な説明をしたいと思います。

まず、事業者から環境影響評価についての相談を受けている案件について説明します。本事業は、ほぼ同規模、同事業、近接地内での建て替え事業の案件となりますことから、事業者からは環境影響評価を行う評価項目がないとの相談を受けております。事務局といたしましても、事業者の説明には納得する点がございまして、今回の相談に至っております。早速ですが事業概要の説明に移ります。

～ 事業概要説明 ～

事務局としましても、環境影響評価をする項目がないのであれば、手続き不要にすべきと考えています。今後このような事業が増加すると想定しており、条例や指針を改正し、手続きの省略方法の検討などを進めていきたいと考えていますが、このような事業に対する環境影響評価について、委員の皆様からご意見を頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【会長】

どのようなご意見でもいいので、何かございましたらお願いします。

【委員】

規模も縮小されるなどの説明はございましたが、排水処理についても記載があります。もう少し補足してください。

【事務局】

排水処理施設に関しては、既存の格納庫の中に設置をされており、今回は外に設置をするというだけで、機能の増設等はございません。

【委員】

もし環境影響評価を省略して良いということになった時に、事業者にはどういう形で通知されるのでしょうか。環境影響評価をする規模要件となっているので、それをしなくてもよいという理由はどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

豊中市の条例上、環境影響評価計画書を提出しなければならないと定められていますので、計画書は事業者から提出をしていただこうと思っています。ただ、評価をする項目がないという内容の計画書になりますので、今後の手続きは不要というような審査会での意見書を事業者に提出して環境影響評価を省略するような形が取れば良いと事務局では考えております。

【会長】

はい。この審査会が判断の根拠になるとのことですので、省略するのか、もしくは、この項目は評価すべきなどについて、事業者にお伝えすることになりますので、気になることなどあれば、積極的にご発言をお願いしたいと思います。どちらの意見でも結構でございます。

【委員】

環境影響評価はしなくていいと思いますが、あえて言わせていただきますが、環境影響評価項目の要否については全部建築後の影響について書かれていますので、工事の期間について全く書かれていません。やはり工事期間中に発生する騒音とか交通量の増大というのは影響を評価しておかないといけないことだと思います。場所的に多分住居も近くはないし、あまり心配する必要がないのだとは思いますが、明記していただきたいなと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。本日も審査いただいた意見書案にもございましたその他の項目に、環境配慮指針に基づく工事中の配慮等について記載させていただいておりまして、そのような形で記載をさせていただこうと考えております。

【会長】

はい、ありがとうございます。他に意見はございますか。

～ 意見なし ～

【会長】

それでは、ご指摘いただいた工事期間中のことをその他事項として明記いただいて、事業者に伝えるということかと思しますので、事務局の方でもう一度まとめていただけますでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。今回はあくまでも事業者からの相談ということになります。今後、事業者から計画書の概要版のようなものを提出していただきまして、次回審査会で環境影響評価を不要とするような内容で市長意見書案をまとめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

はい、承知いたしました。このような規模の案件事業の相談が上がってきた時にはどのようにするのかについては、今後整備いただければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。事務局から最後になりましたが、今後の審査会について説明させていただきます。環境部長の藤家から最初の挨拶もございました通り、環境影響評価制度、豊中市の環境保全条例は制定後 20 年が経過しておりますので。見直しが必要であると事務局では考えております。つきまして、次回の審査会から現状の問題点を提示して、委員の皆様から様々な意見をいただきながら、条例や制度の改正を進めていきたいと考えております。ご協力の程よろしくお願いいたします。

次回の開催の予定に触れておきます。環境影響評価の案件を 9 月末から 10 月頃に提出したいという事業者がおられますので、今回は 10 月かもしくは 11 月に審査会を開催したいと考えております。期日が近づきましたら、改めて日程の相談を委員の皆様にごさしていただこうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

事務局のその他については以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。本当に長時間にわたって熱心な議論をいただいてありがとうございます。以上をもちまして、本日予定していた案件は終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

会長ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、令和 7 年度第 1 回豊中市環境保全審査会を終わらせていただきます。オンライン出席の委員の皆様、WEB 会議からの退出をお願いします。

本日は 長時間に渡り、ありがとうございました。